四　障害の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）

五　加算額対象者があるときは、当該請求書を提出する日前一月以内に作成された次に掲げる書類

イ　加算額対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

ロ　加算額対象者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類

3　（略）

（加算額対象者がある障害基礎年金の受給権者の届出）

第三十六条の三　（略）

2　前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二　（略）

3　（略）

（障害基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出）

第三十六条の四　障害基礎年金の受給権者であつて、その障害の程度の審査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2　前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

（法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出）

第三十六条の五　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された障害基礎年金所得状況届及び第三十一条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき、厚生労働大臣が法第百八条第二項の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、若しくは資料の提供を受けることにより指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類に係る事実を確認することができるとき又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

（遺族基礎年金の受給権者である配偶者の届出）

第五十一条の三　（略）

2　前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二　（略）

3　（略）

（遺族基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出）

第五十一条の四　遺族基礎年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定

五　加算額対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

六　加算額対象者があるときは、その者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類

七　加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書

3　（略）

（加算額対象者がある障害基礎年金の受給権者の届出）

第三十六条の三　（略）

2　前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二　（略）

3　（略）

（障害基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出）

第三十六条の四　障害基礎年金の受給権者であつて、その障害の程度の審査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2　前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

（法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出）

第三十六条の五　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された障害基礎年金所得状況届及び第三十一条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

（遺族基礎年金の受給権者である配偶者の届出）

第五十一条の三　（略）

2　前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一・二　（略）

3　（略）

（遺族基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出）

第五十一条の四　遺族基礎年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定